

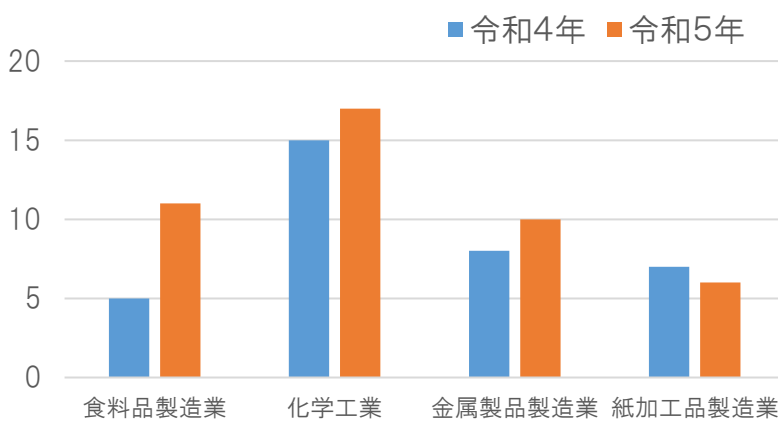
# 製造業で労働災害が増加しています！

葛城署管内の令和5年12月末現在（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上死傷者数は331人と前年同期より5人（1.5%）の減少となっています。

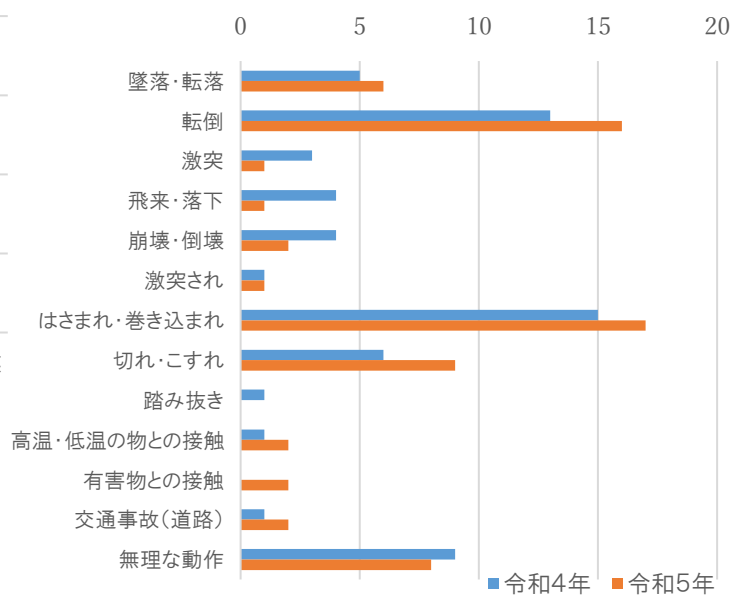
なお、製造業における死傷者数は67人と、前年同期の63より4人（6.3%）増加しています。

事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害が増加しています。

製造業 主要産業 前年同期比較



製造業 事故の型別 前年同期比較



令和5年（12月末現在）の食料品製造業の休業4日以上死傷者数は11人（前年同期より6人増加）、化学工業は17人（同2人増加）、金属製品製造業は10人（同2人増加）となっており、製造業全体の57%を占めています。

## 高年齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。

高年齢労働者の  
安全衛生対策について



エイジフレンドリー  
ガイドライン



# 転倒災害を防止するために

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

### ①何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

→転倒や怪我をしにくい**身体づくりのための運動プログラム**等の導入

### ②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

→バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底

### ③通路等の凹凸につまずいて転倒

→敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を**確認し、解消**

### ④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒

→**適切な通路の設定**、敷地内駐車場の**車止めの「見える化」**

### ⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



運動習慣



整理整頓



職場のあんぜんサイト  
転倒災害防止対策について



～転倒・腰痛予防！  
「いきいき健康体操」～

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

### ①凍結した通路等で滑って転倒

→従業員用通路の**除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には**融雪マット**等を設置する

### ②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

（**清掃中エリアの立入禁止**、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

### ③水場（食品加工場等）で滑って転倒

→滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）

**防滑床材・防滑グレーチング**等の導入、**摩耗している場合は再施工**

隣接エリアまで濡れないよう処置

### ④雨で濡れた通路等で滑って転倒

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、**防滑処置**等の対策を行う

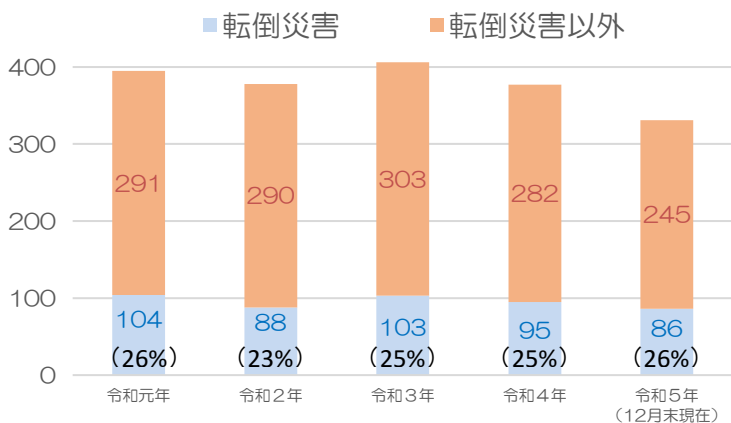


清掃



滑りにくい靴の着用

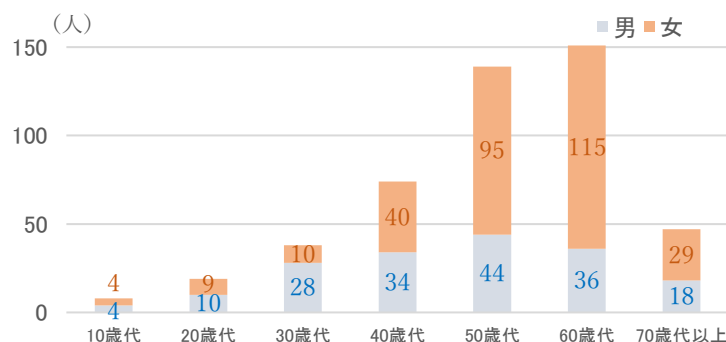
### 転倒災害発生状況



近年、**労働災害の25%近くが転倒災害**となっている。

### 転倒災害発生状況（年齢別）

（令和元年～令和5年12月末現在）



**高齢になるほど**、転倒災害の発生件数が**増加**している。

また、**高齢の女性**の転倒災害の**発生率が特に高くなっている**。

## はさまれ・巻き込まれ災害を防止するために

機械のローラー、ベルトコンベアの回転軸・ベルト等に「はさまれ・巻き込まれる」災害や、食品加工用機械や刃物による「切れ・こすれ」災害が多く発生しています。

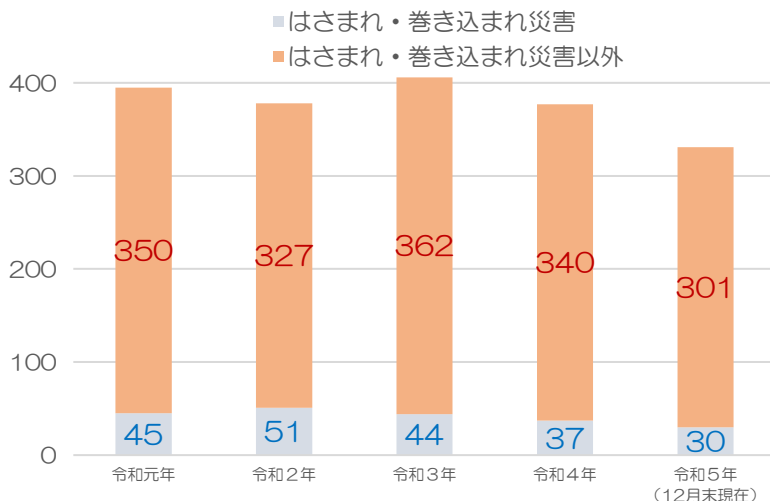
はさまれ、巻き込まれ災害がなくなる理由としては、

- ①設計に安全装置が組み込まれていない
  - ②安全装置が不十分
  - ③作業者の危険に対して鈍感、とっさ（反射）の行動
  - ④作業手順書（定常、非定常作業）の未整備
  - ⑤ルールが守れない・守らない
  - ⑥機械を停止できない、運転中に手を出す
  - ⑦管理・監督者の姿勢
- などが挙げられます。

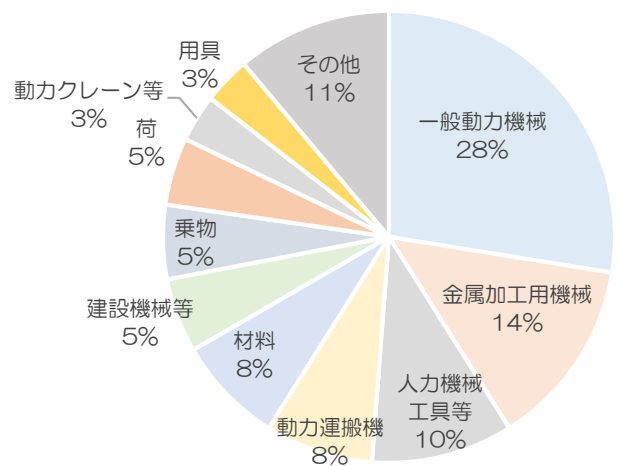
はさまれ・巻き込まれの危険のおそれがある個所には、覆い・囲いを設置する等の接触防止措置を講ずる等により安全対策を講じましょう。

また、機械の清掃や調整作業を行うときは、原則として機械を停止し作業を行うことを徹底しましょう。

はさまれ・巻き込まれ災害発生状況



はさまれ・巻き込まれ災害（起因物別）



## リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

- ① 職場のリスクが明確になります。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

「リスクアセスメント  
実施支援システム」



# トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました！

労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

## ① 「昇降設備」、「保護帽」の設置義務の範囲の拡大

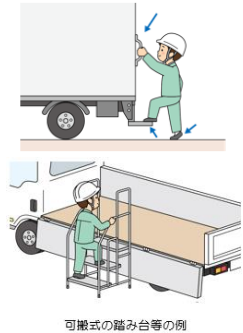
「昇降設備」について

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

なお、「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。

また、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。



「保護帽着用」について

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②)  △ (上記①②)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

## ② 「テールゲートリフター」を使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化

「特別教育」について（令和6年2月1日施行）

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※業務を行う労働者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間について特別教育を実施する必要があります。

なお、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。



「荷役作業時における安全対策」の強化

